第6回 農業資材審議会農薬分科会

農林水産省 生産局

## 第 6 回 農 業 資 材 審 議 会 農 薬 分 科 会

日時:平成15年1月30日(木)

会場:経済産業省別館第827会議室

時間:13:02~16:58

## 議 事 次 第

1. 開会

挨拶

- 2. 議事
- (1)特定農薬について
- (2)農薬使用基準について
- (3) 水産動植物に対する毒性に係る登録保留基準の変更について
- (4) その他
- 3. 閉会

午後1時02分 開会

○農薬対策室長 ただいまから、第6回農業資材審議会農薬分科会を開催させていただきます。

本日は、ご多忙の中各位の皆様にはご御出席を賜り、まことにありがとうございます。 事務局を務めます農林水産省農薬対策室長の澤田でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、各委員の皆様のご出欠の状況を報告させていただきます。

本日、お手元の資料の2ページにきょうの委員のメンバーの方が載っております。きょうご欠席ということでご連絡いただいておりますのは、この中の北原委員、林臨時委員、 松永臨時委員の3名でございます。

なお、宮原委員は何かの都合で遅れていると思いますが、まだお見えになっておりません。ということで、今、4名おられませんけれども、20名のところ16名のご出席を現在いただいておりますので、本分科会は成立しております。

それでは、最初に坂野審議官からご挨拶を申し上げます。

○審議官 農林水産省審議官の坂野でございます。

本日は、委員の先生方におかれましては、ご多用の中、ご出席いただきましてまことに ありがとうございます。

前回の審議会でも説明いたしましたけれども、昨年 12 月 11 日に改正農薬取締法が公布 されまして、3月 10 日の施行に向けて、現在、諸規定の整備を今鋭意進めているところで ございます。

今回議題が、特定農薬、農薬使用基準と、水産動植物に対する毒性に係る登録保留基準の変更と3つございまして、まず、特定農薬につきまして は、無登録農薬の製造・輸入・使用禁止というのを新たに法律に盛り込みまして、それに伴って農家が使用している防除剤とか天敵について、安全性のないもの まですべて登録制度に載せるということになると、かなり過剰になるのではないかということで、過剰規制を回避するということで特定農薬という仕組みをつ くったわけでございます。

また、農薬の使用基準、これは農薬の安全使用というためのルールであります。いずれも非常に重要な事柄でございまして、前回の審議会でもご審 議いただき、その際にきちっと議論するといいますか、そういうのを進めたらいいということで小委員会を設置して進めると。さらには中央環境審議会とも関連 するので、それならば合同会議を開こうと、中央環境審議会の農薬専門委員会との合同会合というものを今まで開いてきたところであります。特に、小委員会に 重ねて委員になられた先生方には休み返上で御検討いただきまして、重ねて御礼申し上げるところでございます。一応、それぞれの合同会合の中で一定の検討方 向というのが出されたというふうに思っております。

また、3つ目の水産動植物に係る登録保留基準の変更でございますが、これにつきましても、前回の諮問を受けまして、引き続ききょうご審議をいただければと思っております。

いずれにしましても、農薬につきましては国民の強い関心事でありまして、国民の納得する、また使用者に関係の皆さんがわかりやすいもの、さらには実際に物を使うわけですから、技術的にも実施可能というものでなければならないと考えています。私どもとしましては、皆様方のご意見またお知恵も拝借して、法律の適切な実施に努めてまいりたいと思います。

本日、十分ご議論いただきたくよろしくお願いいたします。

きょうはどうもありがとうございます。

○農薬対策室長 次に、事務局の紹介をさせていただきます。

ただいま挨拶のありました坂野審議官の、皆様から右側でございますが、生産局の竹原 生産資材課長でございます。

その右側でございますが、環境省の早川農薬環境管理室長でございます。

私を飛ばしまして皆様から左側ですが、農薬対策室の田雑課長補佐でございます。

その隣が、小倉専門官でございます。

その隣ですが、独立行政法人農薬検査所の柿本理事長でございます。 よろしくお願いいたします。

それでは、議事を始めます前に、本日の配付資料について確認させていただきます。

一番上は配付資料の一覧でございまして、これに沿って並べていることになっております。何かおかしな点があれば申し出てください。

まず、議事次第、資料1でございます。資料2が、委員名簿でございます。資料3が配置図でございます。資料4が農薬取締法の概要、これは12月のときに一回ご説明をした内容でございます。それから資料5、これは審議会を中心とした全体のスケジュールでございます。それから資料6、これが臨時国会で改正を行った農薬取締法のポイントと、この通常国会でもう一回ご予定しております内容を簡単に示しております。それから資料7、これが諮問文でございます。1つは特定農薬、もう1つは使用基準ということでございます。それから9ページ、資料の8は特定農薬の調査をやった概要ということで、まず最初に関係条文でございます。それから18ページ、資料9、これは検討結果でございます。2回合同会合を開いていただきましたので、その内容でございます。それから資料10は使用基準の方の検討結果でございます。

そういうことでございまして、あと資料 11 というのは環境省の方の関係でございますが、 水産動植物に対する毒性に係る登録保留基準の変更という資料が、別冊でお手元にあると 思います。

あと、参考資料としまして、特定農薬の類似の制度は諸外国にもございまして、アメリカの制度を紹介した参考資料1というのがございます。それとあとは、今回改正した農薬取締法をで全文印刷したものが参考資料2でございます。

何かおかしな点があれば申し出ていただきたいと思います。

それでは、ここから進行は本山分科会長の方にお願いしたいと思います。

○本山分科会長 それでは、これより私が議事進行を行いますので、よろしくお願いいたします。

昨年 12 月 10 日の農薬分科会で幾つかの諮問事項の説明があった事柄について、この分 科会に設置した小委員会と中央環境審議会の農薬専門委員会と合同会合をして検討を行っ てまいりました。

本日は、この検討結果を報告していただいて、皆様で審議したいと思います。いずれも 大変重要な内容でございまして、特に特定農薬については新たな仕組みとして社会的に注 目をされておりまして、本案運用のあり方についても御検討いただきたいと思います。

また、農薬使用基準は、農薬使用者が守らねば罰則を受ける内容であって、大変重要な ものとなります。それから3つ目の農薬の水産動植物に対する毒性に係る登録保留基準の 変更というのは、農薬の生態影響を提言していくためのものであります。

本日は、限られた時間内でたくさんの議論を行わなければなりませんので、皆さんどう ぞよろしくお願いいたします。 それでは、事務局から説明をお願いします。

○農薬対策室長 それでは、資料に沿いましてご説明をします。

まず資料4でございますが、前回ご説明しておりますので、ポイントだけでございます。 今回ご審議いただくのは、この図の中の、これはだれに対しての規制をしているかという 図でございますが、左上が特定農薬でございまして、下の方が遵守すべき農薬使用基準で す。ここのところを中心にきょうはお願いしたいということでございます。

資料の5でございます。これはスケジュールでございまして、これが前回12月10日に第5回の農業資材審議会農薬分科会を行って以降の日付を入れてございます。1つ特定農薬に関しましては、12月10日に小委員会の設置をお認めいただきまして、手続の関係で特定農薬検討会となっていますが、12月20日に1回やっています。それから1月21日に中央環境審議会の農薬専門委員会との合同の会合ということで、さらにやってございます。きょうは、その結果をご報告させていただきます。

それと使用基準の方は、12月26日に、これは最初から合同の会合をやっております。1月22日にもう一回合同会合をやっておりまして、本日その結果をご報告させていただくという内容になっております。

あとは、販売制限・禁止農薬、ここはこの前回、答申までいただきましたので、これは 一応とりあえず終わっています。それとあとは、水産動植物 に対する毒性に係る登録保留 基準の変更ということで、前回諮問をさせていただきましたので、今回、十分ご議論いた だきたいということでございます。

本日、ご意見がまとまって御答申いただけるということであれば、この後、省令なり告示の形を整えてパブリックコメントの受け付けを行います。 その後、法施行が 3 月 10 日でございまして、これにあわせて諸規定を施行していきたいというふうに思っています。 あと、第7回と書いてありますが、これは まだ決めてございませんが、必要に応じてお願いをしたいということでございます。

次が資料6でございます。これが簡単なポンチ絵でございますが、臨時国会で措置した点ということで左側にありますが、無登録農薬の禁止ということで、従来は真ん中の販売者に対しての販売禁止ということだけやっていたんですが、二重枠で囲んだところで、多段階の規制をできるようにということで、無登録農薬の製造・輸入禁止という部分、それから輸入代行業者の広告の制限、あと使用の部分と使用基準の義務化という今回の御議論いただく点もあるわけですが、こういうことで多段階で規制する仕組みをつくったもの。

右側は、臨時国会で積み残された問題と、従来から指摘されていた問題について、この 通常国会でさらに改正をするということを予定しております。

1点目は、その真ん中にありますが、緊急時における対応措置ということで、農薬の回収命令でございます。簡単に申し上げますと、無登録農薬が販売された場合に販売者に対して回収命令をかけるという点です。また、安全性上問題があって販売禁止になった農薬ついても、禁止になった以降販売する者がいれば、ここにも回収命令をかけるということ

でございます。

それともう一点は下の方に書いてありますが、残留農薬基準と農薬の登録が整合性がとれていないという点です。1つは、残留農薬基準の設定が ちょっとおくれている部分があるわけですが、ギャップを埋めることは努力してやっていくことなわけですけれども、制度的な点で登録を行うときに残留農薬基 準も同時につくれば、それで整合性はとれていくということが前から言われていまして、それを担保するように法的な措置を今、検討しているということでございます。まだ、どういう規定になるかわかりませんが、こういう趣旨で作業をしているということでございます。

次が今回ご審議いただく資料7でございますが、諮問文でございます。これは 12 月 10 日に審議会でこういうことを諮問させていただきますとい うことでご紹介しましたが、実は法律は、その次の 11 日に公布されたわけです。公布してからこれが出るという手続だったので、この前の 10 日には皆さんに これをお見せすることができなかったんですが、その後、手続を経まして、農林水産大臣と環境大臣連名で資材審議会に諮問していただいたということでござい ます。

2点ございまして、1つが特定農薬の指定、2つ目が12条第1項の使用基準についてという2点でございます。

とりあえず、これまでの概略をご説明しました。

○本山分科会長 ただいまの事務局からの説明についてご質問があればお願いします。よろしいですか。

それでは、具体的に審議の方に入っていきたいと思いますが、第1の議題の特定農薬について事務局から説明をお願いします。

○農薬対策室長 それでは、特定農薬の話を先にさせていただきます。

まず9ページでございますが、資料の8が特定農薬に関係するところの条文でございます。もう一度、条文から見ていただきたいと思います。特定 農薬は新しい制度でございます。そこでまず、定義の問題、農薬の定義はどうなっているのかという問題から始めたいと思いますが、第1条の2で農薬取締法に おける農薬の定義が書いてございます。

そこで、農薬とはということで、「農作物を害する菌、線虫、だに、昆虫、ねずみその他の動植物又はウイルスの防除に用いられる殺菌剤、殺虫剤 その他の薬剤」ということになっております。それと「農作物等の生理機能の増進又は抑制に用いられる成長促進剤、発芽抑制剤その他の薬剤」、私ども、これ は生長調整剤ということでまとめて呼んでおりますが、こういうもの。

それと第2項に「前項の防除のために利用される天敵」、これは農薬とみなすという形になっているわけでございます。

第2条が、今回改正になったものです。今申し上げました定義の部分は今回線を引いて ありますが、これは改正していません。これは前のままでございます。わかりやすく線を 引いただけでございます。 第2条、これが登録の規定であり、従来は「製造業者又は輸入者は、農薬について、農林水産大臣の登録を受けなければ、販売できない」となっていたのが、「製造し若しくは加工し、又は輸入してはならない」と改正され、先ほど申し上げましたが、上流部で登録をとらないとだめですということで、上流部からの規制にしたということでございます。ここに、「ただし、その原材料に照らし農作物等、人畜及び水産動植物に害を及ぼすおそれがないことが明らかなものとして農林水産大臣及び環境大臣が指定する農薬」、これが特定農薬と法律上呼ぶことになったものです。これを「製造し若しくは加工し、又は輸入する場合」この場合は「この限りでない」ということで、登録を要しないというような規定になっているわけでございます。要は安全だということが明らかなものは登録が必要ないという規定をつくったものということでございます。

それはどういう意味を持っているかというと、第 11 条の使用の禁止というところで、今回は無登録農薬の使用を禁止しようということで法整備を 行ったわけですが、ここでどういう表現になっているかといいますと、「何人も、次の各号に掲げる農薬以外の農薬を使用してはならない」ということでござい ます。試験目的の場合は除外していますけれども、基本的にはそこに 1 号、 2 号に書いてあります。 1 つは、「容器又は包装に第 7 条の規定による表示のある農 薬」ということでございまして、ちゃんと登録したという表示ある農薬でございます。

ここで、「第9条第2項の規定によりその販売が禁止されいているものは除く」ということで、安全上問題があるものは、前回も指定していただきましたけれども、9条第2項の規定で販売を禁止すれば、ここで自動的に使用も禁止するという形になるわけです。これを除いた表示である農薬であれば使える。

それともう一つが特定農薬でございまして、安全上問題のないものについては使えるようにしようということでございます。これがなければ、全部 登録をとらなければいけないという、農薬の定義に該当するものがあったら、全部、安全であっても何であっても、登録とらなきゃならないということで、過剰 規制になるということで、こういう制度をつくったわけでございます。

次は、今申し上げた特定農薬に関して農業資材審議会の意見を聞かなければならないということで、皆様に審議をお願いしているわけでございます。

次に 10 ページでございます。前回も簡単にご説明、ご紹介いたしましたが、昨年 11 月から 12 月の初めにかけまして、特定農薬の関係、情報の 募集を行いました。これはインターネットとか各県を通じて行ったわけでございます。特定農薬という趣旨を、こういう法律でこういうものができますと説明 し、これに該当するものがあれば情報をくださいと調査様式を配ってお願いしたところでございまして、合計で 2,900 件、非常に多くの情報をいただくことができました。ただ、ダブって出てきているものもかなりありまして、整理をしますと 740 種類になったわけでございます。

この中を見ていきますと、農薬に明らかに該当しないものというものがございまして、

これはその後の審議をしていく上で除外していこうということで、整理してきたわけですが、薬剤でないものというものがまずありまして、これは農薬取締法の薬剤ではないということで、熱湯とか雑草抑制マルチとか粘着シートとか防虫網というものが、こういうものに入っていたということです。

それと天敵ではないということで、アイガモとかアヒルとか牛とかコイ。天敵というのは特定の生物を捕食とか寄生して殺すというのが基本的に天 敵だと思いますが、何でも食べてしまうようなものは天敵とは言えないのではないかということで、外されるのではないかということです。

それで残った部分をご検討いただいて、お正月にもメール会議で委員の皆様方にずっと ご検討いただいてきて、その結果は、皆様のお手元に土曜日 の夜、大変たくさんの書類を 送らせていただいたんですが、特定のあるメーカーといいますか、業者から送られてきた 情報もございまして、なかなか採点するの もいろいろ問題あって、その会議自体は非公開 でやらせていただいていましたけれども、皆様にはその資料を送らせていただいておりま す。今回、その内容をで きるだけ公開していきたいということで考えまして、私どもの方 で原材料の区分で整理させていただきました。

これは1つは法律に書いてありましたけれども、その原材料に照らして安全であることが明らかということで、原材料に着目しておりますので、そういう意味でも原材料で整理するという意味があるということと、やはり原材料の安全性というところで見ていただくということも重要だろうということです。 評価は、原材料にばらす前の形でご評価をいただきましたけれども、事務局の方で急遽、短時間でやったので誤りがあったら申しわけないんですけれども、やらせていただきました。

それをもうちょっと紹介したいんですが、1つは、植物由来、動物由来、微生物由来及び食品由来というものが 272 ございました。それから化学物質関係、鉱物、電解水などが206、それから天敵など 201 ということで、 679 種類が、次の 11 ページから並んでおります。

1つは、私どもいろいろな方から投書いただいたりとか、意見いただいたりしていますのは、1つは食品のようなものを農薬にするのはどうかいう 話もあったんです。ちょっと網かけしてございますが、水性、油性成分の抽出——抽出やっているのはかなりあるんですね——それから発酵原料にしているもの もございます。もちろん、そのままの使用の形態もありますが。特定の成分に着目して抽出して使っているというのが結構あるので、こういう場合も食品と薬剤 の仕分けみたいな話になるんですが、やっぱり物によっていろいろな薬剤的なといいますか、化学物質に着目してこういう食品を利用しているという例も多々あったということを一つ申し上げたいと思います。

それと 14 ページが化学物質でございます。これは見ていましたら、食品添加物の関係がかなり多かったという印象でございます。

また後で見ていただきたいと思います。

16ページからは天敵関係が出ているということでございます。

この表は、ちょっと急いでつくったものですから、一応整理したんですが、未定稿という形で書かせていただいて、申しわけございません。

それで、実際、ご検討いただいた内容につきましては、非常に長時間大変な努力をしていただいた後で、私、一口で申し上げるのはなかなか難しいのでございますが、資料の9というところに、とりあえずこんな形ではないかということでご意見いただくことができたので、そこまでご説明して、それからご審議いただければというふうに思います。

たくさんご議論いただいたのを、非常に簡単に整理させていただいて申しわけないなという気持ちなんですけれども、18ページの資料9でございます。

1枚めくっていただいて19ページでございますが、これはご検討いただいた委員の方々です。農水省関係は専門委員ということで、小委員会の形で書いてございまして、あと中央環境審議会の委員の方にも大分お願いして、2回目はこの中央環境審議会の委員の方も入って、また幅の広い御意見をいただくことができました。毒性の方とか、農薬に強い方とか、生態系の方とか、いろいろな分野の方が入ってございます。

次の 20 ページが、皆さんのご意見がいろいろございまして、大体まとめるとこんな形ではないかということでございます。

まず、指定の考え方ということで、ずっと整理してきたんですが、まず農薬かどうかというところでございます。入り口のところでございまして、 農薬でなければ特定農薬でもないわけでございますが、農薬かどうかということで、明らかに農薬ではないといったものは、さっきご紹介したものがございま す。それと、農薬かどうか効果が不明ということで、今回の短い間での情報収集されたものだけでは十分判断できないというところがありまして、ここは随分議 論していただいたんですけれども、やはり保留という結果にならざるを得なかった部分がかなりを占めたということでございます。

その中は、見ていただきますと食品関係、植物抽出液関係、その他いろいろございましたが、そんなことで、とりあえずわかりやすく整理してみました。ここに大多数が入ってしまうということでございます。

それで、農薬的な作用が十分認められて、安全性も問題ないのではないかというところで、特定農薬というところにおりてくるわけですけれども、そこで特定農薬として今回指定してもよいのではないかというふうに言っていただいたのが3種類ございます。

1つは重曹でございます。これは食品であるので——食品だから安全という意味ではないんですけれども、安全性は問題ないだろうと。それで薬効といいますか、効果についても確認できるデータもある。食酢も同様の話ということで、両方とも殺菌的な作用があるということで行っております。

3つ目は天敵なんですが、これがやはり大分議論ございまして、天敵というのはそこらにある虫をつかまえてうまく利用するという感じなんですけれども、やはりよそから大量に持ってきて、あるいは増殖して、それをそこで生息しているものではないものを放すと

かいうことになると、生態系を非常に乱してしまうということなので、非常に注意が必要だと。もちろん天敵というのは農薬になっているわけで、それもそういうところの審査というのは非常に厳重にやっているんですが、それも簡単ではないので、地元で生息しているものを地元で取って使うという分にはいいのではないかという、そういう慎重な御意見をいただいて、こういう状況でございます。ここは、ぜひ本山先生に補足していただきたいと思いますが、大体概略そんなことでございます。

ついでに次の21ページも、議論があったことをちょっとまとめたという意味でご紹介させていただきます。特定農薬制度の今後の利用についてということで、ご議論いただいた内容を集約してみたところでございます。

1としまして、今回特定農薬の調査によって短期間に得られた情報は、限られたものであり、各資材の安全性はもとより、効果についても客観的な情報が不足している。

- 2、このため、今回、多くの資材は農薬とすることを保留することとされたが、今後、 効果や安全性について、データ収集等により、順次評価していく必要がある。
- 3、農業生産に使用されている農薬的資材を調査し、効果と安全性の評価・確認を行う ことにより、食の安全を確保する上で有効な仕組みとする。
- 4、なお、農薬とすることが保留されたものは、薬効をうたって販売されるものは、従来どおり取り締まりの対象とするが、使用者が農薬的に使えると信じて使う場合はこの限りではない。
- 5、特定農薬に指定される可能性がなく、安全上問題が指摘される資材があれば、農薬 としての使用の実態を踏まえ、使用を取り締まるべきである。

という厳しいご意見もございました。

きょうご出席のご皆様の中にはこの討論に参加していただいた委員もおられるわけですが、大体こんなことではなかったかということで、一応、この2枚はこれまで議論いただいた委員にバックしまして、まとめたものでございます。

以上、報告といたします。

○本山分科会長 どうもありがとうございました。

この特定農薬の検討委員会は、実は私が座長になりまして2度の会議を行いました。ただいまありましたように、会議だけでは済まずに、メール会議を毎日、1日も休まずに夜中まで行いまして、慎重に審議した結果、このように集約されたということであります。

ただいまの報告について、皆様からのご意見をお願いしたいと思います。

o小林臨時委員 前回のこの会議で冒頭でちょっとご質問申し上げました特定農薬という 名称について。これは国会も通り法律として確定しています ので、恐らく名前の変更は不 可と思っておりましたところが、名前についても、あるいは呼び名というのか、いろいろ ご検討があったかのように聞いております が、そういうことが可能なのかどうかという点 です。

それからきょうお配りいただいた参考資料によると、私は前回英語で何というかという

御質問をしました。これを見ますとアメリカでは Minimum Risk Pesticide あるいは Products と、こういうふうに呼ぶということで、これならよくわかるというふうに感じた 次第であります。つまり、日本の 場合法律用語としては多分確定しているんだと思いますが、そうすると例えば外国に今度オープンにしなきゃならんという——当然日本の大きな法律である取締 法ですから、当然英語版というものがいずれ必要になるんでしょうけれどもそういうときにはどういう言葉をお使いになるのかという検討も私は必要かと思いま すが、その点いかがでございましょうか。

o農薬対策室長 実は、その名称に関して非常に多くの意見が出されまして、とにかく名前が悪いということを随分言われて、いろいろな意見をいただいています。例えば有機農業でやっておられる方が、これまで工夫して使用してきた薬剤、資材が急に農薬というふうに言われてしまうというのがすごく抵抗があるというお話とか、特定という言葉も特別な意味があるとか、農薬と呼ぶのも問題とかいろいろありまして、過剰規制にならないようにという制度の趣旨は理解されても、名称の関係の話で、ちょっとありまして。

この前、実は第2回目の合同会合で、委員の皆様に呼び名といいますか、どういう名前ならばこの制度の趣旨をあらわすような名前になるかという ことをお聞きしました。ちょっとご紹介いたします。そこで出された、提案された名前というのは、例えば作物保護剤とか、病害防除剤、毒物薬、あとは特定防除剤、あるいは特定防除資材というような名前が出されました。私ども法律上、農薬取締法なので、何とか農薬という形になったかと思いますが、そういう趣旨がわかるような名前であれば、それを使って今後呼んでいくという考えもあるなということを内部で議論しています。

また、皆様からのご意見、ご提案があれば大いに参考にさせていただきたいと思います。 ○長尾委員 農薬としての効果を査定する情報はどこから得るんでしょうか。

○農薬対策室長 これから評価していく上でどういうガイドラインでやっていくかというのは、また委員の先生に集まっていただいて、あるいは皆様のご意見も聞いて決めていかなければいけないんですけれども、既存の客観的なデータがきちんとしたものがあれば、それはぜひ利用するということでございまして、それで一番委員の方々でご不安というか、気にされたのは、余りはっきりしないというか、まさに効果のないようなものが仮にあって、安全だという観点だけで農薬だというふうに呼んで、特定農薬と呼んでしまえば、それを売ってしまう業者が出て、買う人が非常に困るだろうという観点です。そういう意味では客観的なデータが必要だろう。必要であれば、簡単な試験もやることも考えてはどうかというふうに思うわけです。

○本山分科会長 ほかにいかがでしょうか。

○玉木臨時委員 20ページの検討結果の1枚紙を拝見しているんですが、大分これはいろいろご苦労をしておまとめになったというところがよくわかるので、小委員会の皆様初めご苦労さまでしたと申し上げたいんですが、気になるところが幾つかございますので、お答えいただけるかどうかわからないんですが、ちょっと申し上げてみたいと思います。

考え方として、農薬かどうかというところで、「以下のものか」というところで3項目ございますね。最後のところに天敵が入っているんですけれども、この天敵の中身として病害虫防除だけを挙げておられるわけですが、これは雑草に対する天敵というのもご存じのとおりあるわけでして、天敵という定義というのは人によって若干違うかもしれませんが、しかし自然界でその雑草の敵であれば、これはやっぱり天敵であるということから、実際問題として雑草防除の天敵というのはあるわけですね。その辺のところを、やっぱりある程度考えていく必要があるのではないかというところが1点。

それから右の方に行きまして、「農薬ではないもの」が2つに分かれていて、物理的防除は農薬というのは難しいと思いますが、天敵でないものを 農薬ではないと。しかも、天敵ではないというその理由として雑食性ということを挙げておられるわけですね。ところが、これは天敵でも雑食性のものはござい ますよね。したがって、厳密に言えば雑食性であるかないかを天敵であるかないかの一つの指標として考えるのはちょっと無理があるだろうと。ですから、そこ ら辺のところを考え方の整理をしていく必要があろうというふうに思います。

それから、先ほどもお話に出ていた薬効のデータ、実際にこれからとるということになれば、どこまでやるか、これは実に大変な話ですよね。そこら辺をかなり詰めていく必要が今後あろうと思うわけですが、その辺はそれ以上申し上げないでおきますが。

最後に、また再び天敵のお話になって、要するに特定農薬として指定するのが妥当なものの3番目で天敵が入っているわけですね。これは「使用される場所の周辺」ということで、「周辺」というのは一体どこまでを指すのかというところが、恐らく現場の話としてはかなり難しいことになろうと思うんですね。

それから登録すべき農薬というところが右の方にありますね。そこのところの、今度は 「周辺以外で採取された天敵」、しかも大規模に販売される場合を登録すべき農薬と。この 場合の「周辺以外」。この周辺というのは、一体どこら辺までをもって周辺とするのか。

それから大規模と小規模というのはどこで区別するのか。その辺の問題というのは実際かなり厳しくなる判断だと思うんですね。その辺はやはりできるだけ早期に明確にしておかないと、混乱を招くことになろうと思います。

以上です。

○本山分科会長 ありがとうございました。

今の問題は、私たち、検討委員会でも非常に何回も討論しました。

一番最初の農薬かどうかの判断基準の中に雑草が入っていないではないかと、そのとおりでありまして、これは農薬取締法の中に書いてあります農 薬の定義の中に「雑草」という言葉が入っていないわけです。その他の動植物の中に含まれているという内閣法制局の解釈だそうで、それで雑草という言葉が取り込めないわけです。そういう意味では、ここではとうとう雑草はそういう意味で抜けてしまったんだと思いますが、もちろん雑草防除の天敵も考え方としては含まれて当然だと思います。

それから、天敵につきましては随分慎重に考えまして、そして農水省の天敵の専門の研究者たちとも相談を事務方がしてくれまして、やはり天敵は一般に環境に優しいと思われていますけれども、外国から導入した天敵であるとか、あるいは国産でも、工場の中で大量に増殖したものを日本全国に販売するということになりますと、その土地固有の生態系に目に見えないような形ではあっても、大きな影響を及ぼす可能性があるということから、それは従来と同じよに生物農薬として生態影響などをチェックした上で登録をとってもらう必要があるというところが、基本的な考え方です。

ただし、農家が自分の畑の近くでテントウムシを取って、少しふやして自分の畑で放すと、こういうものまで規制すると過剰規制になるということで、使用される場所の周辺で採取された天敵は、当然特定農薬として認めてもいいのではないかということになったわけであります。

それから、使用される場所の周辺の定義はどうかということですけれども、これも天敵の専門家の方たちと相談をして、事務局の方では一定の考えを持っていると思いますので、ちょっとそっちの方は田雑さん、説明していただけますか。

○田雑農薬対策室課長補佐 難しい部分がまだございまして、実を言うと、まだ詰め切れていないんですね。この席で、またもしもお知恵をいただければと思うんですが。行政区域というところでもどうかなと思うんですが、ちょっとどのエリアになるかということが、非常に明快に書けるかどうかというところはありますが、今、工夫している最中でございます。

o本山分科会長 よろしいでしょうか。

薬効についても5月にありましたけれども、検討委員会の方では非常にこの点も慎重に審議したといいますか、農薬取締法の原点がそもそも昭和23年に制定されたときに、農薬まがいもので農家が被害を受けたということを避けるということからできていますので、やはり農薬としての効果と安全性の確認を外せない。幾ら特定農薬といえども、効果があやふやでどうかわからないものを特定農薬に指定するということは、農薬取締法の原点そのものに反するという結論になりました。そして、これは外せないということでやってきたわけです。

多くの資材が製造しているあるいは販売しているメーカーから安全性の根拠、あるいは 効果の根拠というものが記述されていましたけれども、それ らをほとんどが個人の思い込 みや個人の体験に基づく記述にすぎなくて、私たちが国民に説明ができるような科学的な 試験データによる根拠はなかったわけで す。ですから、現段階では私たちは判定できない、 判定保留というふうにせざるを得なかったということです。

## o都留委員 質問よろしいですか。

ただいまご説明いただきました 10 ページのところ、調査結果についてちょっと、11 月、12 月にかけてということで、大変日が限られています が、ご説明を見ますと多数の情報が寄せられたということなんですが。この情報寄せられた範囲ですね。北は北海道から南は

沖縄とかというような地域的な話と 同時に、どこら辺が集中的にこういうような情報を提供していただけたかどうかということが、おわかりであれば教えていただきたいということと。この絞り込 みのダブりなんかも考えたとおっしゃいましたので、679 種類に種分けされたということですが、これの作業はどこで、この委員会でやられたのか、合同委員会なのか、ちょっと教えていただきたいと思います。 それがまず第1点です。

それから 21 ページ、特定農薬制度の今後の運用がやっぱりこれからの論議のベースになるかと思うんですけれども、1、2のところが非常にあい まいというか、効果について客観的な情報が不足しているというご判断されたということと、なおかつデータ収集等、これは順次評価していくという言い回しに なっているんですけれども、この法律を改定してまでやるとするなれば、一体全体いつまでにどういうふうにやるのかなという、先ほどの一番最初の御説明です と、大変日が限られているんじゃないかなというふうに理解しましたので、こういうようなところは情報不足と準備評価のプロセスをおわかりであれば、ちょっ とお教えください。質問です。

○本山分科会長 最初の整理のところは、事務局の方で説明していただけますか。

○農薬対策室長 提供された情報の整理についてなんですが、都道府県を通じた調査で 200 件以上の提供はあったんですが、これは件数も都道府県によってまちまちだったんですが、多いところでは 200 件以上の情報を提供していただいておりまして、ざっと見ると農業粗生産額が高いところが情報の件数が多かったのではないかという、漠然とした担当の 印象としてはそういうものがあって、北海道とか千葉などは多くの数の提供をいただいております。

ファクスとか郵送などについては、業者の方、それから農家個人の方などがありましたが、これは全国まちまちで、いろいろなところから来ておりました。それから 740 種類への絞り込みなんですが、 2,900 件寄せられたものを事務局の方で分類して、整理したものを検討会の皆様へご紹介したという方法で整理をしております。

○本山分科会長 2点目は、効果や安全性のデータ収集等により評価していく必要があるということですけれども、それは事務方の方で何かお考えありますか。

○農薬対策室長 はい。こういう仕組みつくりましたので、できるだけ早く着手してやって いくつもりです。

情報いただいたところに再度問い合わせとか、そういうこともやりたいと思いますし、結構いろいろなところに、私どもちょっと調べて出てくるようなものでございまして、インターネットで例えば自然農薬とか有機農薬とかという名前で検討すると何百もサイトが出てきまして、いろいろな記載がございます。そういうところも参考にしながら客観的なデータをこれだったらどこに聞けばいいかというところも、できればそういうところから探していきたいなと思っております。

o都留委員 ありがとうございます。

o本山分科会長 ほかにいかがでしょうか。

ちょっと説明をしたいと思いますが、今、効果の評価についてですけれども、提出された情報というのは非常に個人的な思い込みとか、個人の体験 談が多くて、一見科学的な試験データがあるように見えても、実際の圃場での使用場面とはかけ離れたシャーレの中に虫を閉じ込めて虫は死んだとか、そういう レベルのデータで、無処理区とかコントロール区もないというようなものですので、とてもそれは信頼が置けないということで、私たちは採用できなかったんで す。

従来の登録農薬というのは、皆さんご承知のように、公的機関できちっとコントロール 区も設けて効力があるという証明をしてもらわなきゃいけな いということになっている わけです。通常は日本植物防疫協会とか、日本植物調節剤研究会、そういうところを通し て2年間で6カ所で試験をして、確実に効力 があるという証明をしなければ登録の対象に ならないと、そういう非常に厳しい審査をしているわけです。

そういうものに比べまして、単なる個人的な思いつきで効力ありますと言われても、これは検討委員会ではとても受け入れられませんということで したので、これからこの効力の評価というものを、どういうところで、どういう手続でやっていくかというのは、事務方の方で検討していただけることではない かと思います。

○農薬対策室長 今、登録の場合の効果の試験の紹介がありまして、今回は登録にのらない場合でございますので、それと違って、もう少し簡単に判定できるようなものを考えるのかなというふうに思っております。

○本山分科会長 ほかに、いかがでしょうか。

○農薬対策室長 いろいろな方から今、御意見をいただいているので、ちょっとご紹介をしてみたいと思うんですが。

実は、きょうも朝NHKで8時10分ぐらいですから、私も見れなかったんですが、特定 農薬の放送があったそうです。それで、やはり世の中はいろいろな人が特定農薬の言葉の 印象とか、あるいは内容についてご疑問を持っておられるということで、幾つか言われて おります。1つは、食品を農薬にするのはおかしいんじゃないかと。出てきた調査の結果 が、寄せられた情報がこういう話なんですけれども、それを農薬にするのかという話が上 がったんです。ただ、今回は非常に広目の調査を行ったということでいろいろ出てきてい ます。それと、現場で、やはり防除的に使っているという実態があったから出てきたのか というものと、それとあと、これ使えるんじゃないかという、そういう情報の出し方とい うのもあったかと思います。

そこで、いろいろ見てみますと、やはり水や油で抽出しているという部分とか発酵させているというものがかなりございまして、食品だから薬剤的なものではないというものでもないのかなというところがございます。例えばワサビなんかがよく言われていますけれども、アリルイソチアネートですか、そういうものがあって、それなりにいろいろ毒性といいますか、薬効といいますか、何か働きがあるというようなものもございまして、一概

に食品だから農薬ではな いということでも、定義上ないのかなと。

そうすると、薬剤というものの意味はどういうものかというようなことも書かれておりますが。薬剤と広く言えば、化学的作用を持つ物質ということになるわけでございまして、実際の利用の仕方を見て判断すべきところがあるのではないかというふうに思っています。それと、食品であっても安全かという話も、検討会、合同会合の中でもご議論していただいたんですが、例えば牛乳は安全かという、これはフリーでお話しいただいたわけでございますが、例えば牛乳の腐ったものを使ったらどうかとか、あるいは使ったものが腐ってしまったらどうかとか、あるいは特定農薬ですということになった場合に、防除が目的ですということで、圃場や畑に大量に投棄するというようなことはどうなのかとか、非常に多岐にわたったご議論がありまして、食品だからすぐ安全とかということも言えないのではないかというご議論もございました。ちょっとご紹介いたします。

あとは、有機農業をやっている方々からのご意見としては、有機農業で長く自分たちで使ってきたものを、いきなりといいますか、農薬というふうな概念で農薬と呼ばれたくないというお気持ちだと。有機資材というのは、自分たちが工夫してきたので、自由に使えるようにしてほしいとか、あるいは別の法律で規制対象にしてほしいと、そういうお話もございました。

いろいろそういうお話に対して、法律の趣旨をご説明しまして、特定農薬という名前なんですけれども、私ども名前にこだわっているわけではなく て、これは無色透明みたいなもので、安全なものを適用除外にし、登録から外していき、それで過剰規制にならないようにという趣旨でございますということを ご説明するんですが、やはり名前の部分が引っかかっているのかなという感じもいたしております。

そんな状況でございます。

○本山分科会長 何かご意見ございますか。

○行本臨時委員 特定農薬の合同委員会にも参加していたので、そのときの結論と全然違うことではないんですが、大変たくさんの情報を見せていた だきまして、私、そのときにもちょっと意見を申し上げたんですが、土壌改良剤的なものとか、あるいは作物を元気に育てるというような資材。こういうものは 多分有機農法なんかでは恐らく基本となる技術だと思うんですね。そういうものと、いわゆる特定農薬に指定する原材料に照らして安全である程度効果もあると いうものとは、ちょっとやはり別なものだと思いますので、そういう有機農法で使われるようないろいろ土壌を改良して、それから作物も健全に育てるような、そういういわゆる技術ですね。そういうものはここから外して、それは自由に使えるような範疇というものにして、やはり植物抽出のもので化学物質と思われる ようなものを評価していくというふうに、ちょっと整理された方がよろしいのではないかと思います。以上です。

○本山分科会長 ありがとうございました。

○玉木臨時委員 ちょっと教えていただきたいんですが、また天敵にこだわるんですが。

これは小委員会でかなり論議されたというお話だったんですが、20 ページの特定農薬に 指定することが妥当と考えられる薬剤として、周辺で採取された天敵ということが挙がっ ているわけですね。

それで、これは実際問題として周辺で採取した天敵を農家が自分の畑に放して、それで害虫の防除に利用しようということは恐らく考えられるんですが、ここでいう特定農薬ということを指定する必要性として、非常に大きな問題というのは、販売行為がそこに出てきたときに、やはりこれは普通の登録ではなくて、指定農薬という形でやるのであれば、それは意味があるんだけれども、いわゆるユーザーである農家が自分で採取して自分の畑に使うということまでも指定農薬としてきちっと押さえていかないといけないという根拠はどこにあるのかなと、今ちょっと考えているんですが、その辺どういう論議だったんでしょうか。